

アガイ商事株式会社 レンタル規約

第1条（総則）

お客様（以下、甲という）はアガイ商事株式会社（以下、乙という）に対して本レンタル規約（以下、本規約）に基づいてレンタルサービスを申し込みするものとします。

第2条（定義）

本規約における機材とは、乙から甲に対して貸与する商品をいいます。

第3条（レンタル期間）

- ① 乙は甲に対して、予め相互に合意した時間・場所において機材を引き渡し、甲は乙に対して予め相互に合意した時間・場所において機材を返却するものとします。甲は乙と予め合意したレンタル期間を厳守しなければなりません。
- ② レンタル期間は乙が甲に機材を引き渡した日の翌日をレンタル開始日、甲が乙に機材を返還した日をレンタル終了日とします。但し、乙が甲に機材を引き渡した当日に甲が返却した場合のレンタル期間は1日とします。

第4条（レンタル料金）

- ① 甲は、乙が発行するレンタル契約締結時に有効なレンタル料金表に基づいて算出したレンタル料、運送諸費用、その他のレンタル納品書記載の料金に消費税を付した金額（以下、「レンタル料金」といいます）を乙に対して支払います。
- ② レンタル料金は予め定められた期日までに支払うものとします。

第5条（機材の引き渡し）

- ① 乙は甲に対し機材をレンタル開始日までに引き渡し、甲は機材をレンタル終了日に返還します。機材の引き渡し及び返却に要する運送費等の諸費用は甲の負担とします。
- ② 甲は、乙から機材の引き渡しを受けた後遅滞なく機材の員数および正常な作動を確認するものとし、機材の欠品または動作異常があった場合には速やかに乙に対して通知するものとします。当該通知がなされなかった場合、機材は正常な状態で引き渡されたものとします。

第6条（担保責任）

乙は甲に対して、引き渡し時において機材が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しないものとします。

第7条（担保責任の範囲）

- ① レンタル期間中、甲の責によらない事由により機材が正常に機能しない場合は、乙は機材を速やかに交換又は修理します。この場合、乙は機材の交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割り計算により減免します。
- ② 乙は前項に定められる事項以外の責任を負いません

第8条（物件の使用、保管）

- ① 甲は機材を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、また機材をその本来の使用目的以外に使用しません。
- ② 甲は機材を引き渡しされた時点と同様・同等の状態で見返すものとします。返却時に機材が滅失、破損していた場合、甲は乙に対してこれに伴う損害を弁済します。

第10条（レンタル期間の延長及び短縮）

- ① 第3条にかかわらず、甲は乙に対し事前に連絡をし、乙がこれを承認した場合、機材のレンタル期間を延長又は短縮をすることができます。
- ② レンタル期間延長の場合のレンタル料金は、第4条①項に基づいて乙が計算する金額とし、延長期間の開始までに乙に対して支払うものとします。
- ③ レンタル期間短縮の場合には、甲は期間短縮手数料として短縮期間の機材のレンタル料金の50%を支払うものとします。

第11条（レンタル契約のキャンセル）

甲の都合によりレンタル開始日以前にレンタル契約を取り消す場合には、甲は乙に対して次に定めるキャンセル料を支払うものとします。

レンタル開始日3日前以前の取消	無償
レンタル開始日前々日の取消	契約レンタル料金の30%
レンタル開始日前日の取消	契約レンタル料金の50%
レンタル当日の取消	契約レンタル料金全額

第12条（契約の解除）

- ① 甲が次の各号の一つに該当するときは、契約を解除し直ちに機材を乙へ返却しなければなりません。
 - 一、本規約のいずれかに違反したとき
 - 二、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、強制執行、競売等の申立、公租公課の滞納処分を受けたとき、又は整理、和議、解散、破産、会社更正手続き開始などの申立があったとき
 - 三、その他、甲の信用状況に著しい変化が生じたとき
- ② 前項に基づき、乙が機材の引き取りを行う場合、乙又は乙の代理人は、いつでも機材の所在する場所に立ち入り、これを搬出し、引き取ることができます。

③ レンタル契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。

第 13 条（遅延利息）

甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞した場合、甲は乙に対し、支払うべき金額に対し支払い済みに至るまで年率 14.6 パーセントの割合による遅延利息を支払います。

第 14 条（機材の返却遅延の損害金）

甲が乙に対する機材の返却を遅延した場合には、甲はその期日の翌日からの返還の完了日までの遅延損害金を支払います。また、返却の見込みがないと乙が判断した場合、レンタル料金とは別に機材の希望小売価格を請求いたします。

第 15 条（通知・報告義務）

① 甲は下記の事項については、直ちに乙に報告する。

一、機材の盗難・紛失または故障・破損等

二、甲に第 12 条 1 項各号の事由が発生したとき、又は甲の住所、商号、代表者に変更があるとき

② 乙から要求のあったときは、甲はいつでもその機材の設置、保管、使用の状況について乙に報告します。

第 16 条（合意管轄）

レンタル契約について、訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

アガイ商事株式会社 レンタルルームサービス 利用規定

第1条（総則）

お客様（以下、甲という）はアガイ商事株式会社（以下、乙という）に対して本レンタルルームサービス利用規定（以下、本規約）に基づいてレンタルルームサービス（以下、本サービスという）を申し込みするものとします。

第2条（本サービスの内容）

乙は甲が使用可能なデジタル編集環境を時間単位で提供するものとします。そのための設備は乙が管理いたしますが、機器の操作は甲が行うものとします。

第3条（レンタル期間）

- ① 本サービスは事前予約制とします。ご予約は本サービスご利用の 2 営業日前までに行ってください。
- ② 本サービスの最低利用時間は 2 時間とします。ご利用時間内での入室・退室をお願いします。ご利用時間を超える場合、30 分単位で延長料金を申し受けます。
- ③ 本サービスの営業時間は、平日 9 時～19 時までとします。この時間外でのご利用の場合、料金体系が変わりますので、レンタル料金表をご覧ください。

第4条（レンタル料金）

甲は乙に対し、別途乙が定める料金表に従ってレンタル料金を予め定められた期日までに支払うものとします。

第5条（キャンセル）

- ① 本サービスのご予約後の利用時間変更およびキャンセルは、利用日前日の 17 時までにお願います。
- ② 甲の都合によりレンタル開始日以前にレンタル契約を取り消す場合には、甲は乙に対して次に定めるキャンセル料を支払うものとします。

サービス利用日の 2 営業日以前	無償
サービス利用日の前日	利用料金の 50%
サービス利用日の当日	利用料金の全額
- ③ 利用開始時刻を 20 分を過ぎてもお越しいただけず、連絡が取れない場合は当日キャンセルとして利用料金の全額を申し受けます。

第6条（印刷について）

- ① プリンターを使用して印刷を行う場合の料金は別表のとおりとします。別表に記載のな

い、用紙持込みでのプリントは承っておりません。またプリント料金は用紙代・インク代を含んでおります。

② プリンター利用料金は、テストプリントでもお支払いただきます。印刷の大きさを問わず、使用した紙のサイズで 料金を計算いたします。

第7条（施設・設備の利用）

① レンタルルーム内での、飲食は禁止とさせていただきます。

② 本サービスご利用後に PC に残されたデータは、当日中に弊社にてすべて消去いたします。

③ レンタルルーム内での所持品の紛失・盗難は、弊社ではその責を負いかねます。

第8条（免責事項）

① 本サービスは、すべての操作をご利用者自身で行っていただきます。印刷用のデータは、弊社ではご準備いたしません。お持込のデータで弊社の PC 等に不具合が生じた場合、復旧に必要な費用をご利用者へ請求する場合がございます。

② 本サービスにてスキャンされたデータの品質は、弊社では保証いたしかねます。またスキャン作業中において生じた損害等について、弊社ではその責を負いかねます。

その他の内容は、アガイ商事株式会社 レンタル規約に基づくものとします。